

独立行政法人海上災害防止センター
中期目標期間業務実績評価調書

平成26年3月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

中期目標項目	評価結果	評価理由	意見（参考事項）
<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営の効率化</p> <p>センターは、鹿児島に支所を配置しているが、今後の事業展望を勘案し、本中期計画期間中に鹿児島支所を廃止するなど、民営化に向けて、センター組織・定員の見直しを行う。</p>	A	<p>○ <u>組織の見直し</u></p> <p>事業展望を勘案し、平成 23 年 5 月 1 日をもって、鹿児島支所を廃止した。</p> <p>○ <u>定員の見直し</u></p> <p>鹿児島支所の定員 1 名を防災部に振り替えるとともに、HNS 事業にかかる定員を 5 名増やし、HNS 防除体制の充実強化を図った。</p>	
<p>(2) 業務運営の効率化の推進</p> <p>① 一般管理費（人件費、退職手当引当金、法定福利費及び特殊要因経費を除く。）については、平成 22 年度の一般管理費相当額を基準にして、毎年度 1%以上の削減を行う。経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行う。</p>	A	<p>平成 25 年度の一般管理費（年度換算値）を 47,512 千円とし、平成 22 年度の 52,120 千円に対して 4,608 千円 8.8%に相当する額を削減し、中期計画の目標値（3.0%）を達成した。</p> <p>【主な削減項目】</p> <p>鹿児島支所事務所の廃止</p> <p>図書購入費等</p>	<p>数値目標を上回る削減を達したことは評価できる。</p>

<p>② 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程の改正を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>また、国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果を踏まえ、平成 27 年度までにその指数を 110 以下に引き下げるよう、給与水準を厳しく見直す。</p>	A	<p>給与水準については、24 年度の対国家公務員指数は 109.1（23 年度比▲4.7）となり、27 年度までの目標値（110）を前倒しで達成しているほか、25 年度も、これまでの取組みを維持継続している。</p> <p>【給与水準引き下げに係る主な取組み】</p> <p>民営化を控え、国からの出向者に代わる職員の補充として若手職員を採用</p> <p>※定員の状況</p> <table border="1" data-bbox="1086 742 1518 1088"> <thead> <tr> <th></th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国からの出向者</td> <td>2 名</td> <td>1 名</td> <td>0 名</td> </tr> <tr> <td>船社からの出向者</td> <td>4 名</td> <td>4 名</td> <td>4 名</td> </tr> <tr> <td>プロパー</td> <td>24 名</td> <td>27 名</td> <td>30 名</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>30 名</td> <td>32 名</td> <td>34 名</td> </tr> </tbody> </table>		23 年度	24 年度	25 年度	国からの出向者	2 名	1 名	0 名	船社からの出向者	4 名	4 名	4 名	プロパー	24 名	27 名	30 名	計	30 名	32 名	34 名	<p>数値目標を上回る削減を達したことは評価できる。</p>
	23 年度	24 年度	25 年度																				
国からの出向者	2 名	1 名	0 名																				
船社からの出向者	4 名	4 名	4 名																				
プロパー	24 名	27 名	30 名																				
計	30 名	32 名	34 名																				
<p>総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）に基づく平成 18 年度から 5 年間で 5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を 23 年度も引き続き着実に実施する</p>		<p>既の実施している人件費削減のための施策（役員報酬の減額、職員俸給表の引下げ等）を継続するとともに、政府における総人件費の削減の取組を踏まえ、以下のとおり、着実な削減を</p>																					

<p>とともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえながら、経営基盤の強化につながるHNS業務の拡充・強化のための体制整備を行いつつ、厳しく見直すものとする。</p> <p>ただし、HNS業務の拡充・強化に係る人件費については削減対象から除くこととする。</p>	<p>A</p>	<p>実施している。</p> <p>(実績)</p> <p>17年度 : 310,516 千円 (基準)</p> <p>23年度 : 252,687 千円 (▲18.6%)</p> <p>24年度 : 233,701 千円 (▲24.7%)</p> <p>25年度 : 229,336 千円 (▲26.1%)</p> <p>※平成25年度は上半期のみであり、過去の数値と比較できないことから、平成25年度上半期の総人件費を2倍とし、これまでの削減状況と比較した。</p> <p>(備考)</p> <p>25年度目標値 : 257,107 千円 (▲17.2%)</p>	<p>数値目標を上回る削減を達したことは評価できる。</p>
<p>③ 事業費については、毎年の事業計画策定や評価委員会による業績評価を通じた経営管理により、5年間で累計した損益計算において、経常収支率が100%以上となるよう節減に努める。</p>	<p>A</p>	<p>施設等の修繕を計画的に実施することにより節減に努めた結果、第三中期期間(2.5年間)の累計で経常収支率102.7%(経常収益5,345,137円、経常費用5,204,410円)とし、目標を達成した。</p>	<p>数値目標を上回る削減を達したことは評価できる。</p>

<p>④ 契約については、センターが策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、一般競争入札の推進や情報公開の充実により、競争性及び透明性を確保する。</p> <p>また、監事及び会計監査人による監査並びに契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p>	<p>A</p>	<p>少額随意契約を除く全ての契約について、詳細かつ厳格に審査を行い、競争性、透明性の確保等を図るため、すべての公告をHPに掲載し、契約情報提供の充実を図るなど、平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に沿って、継続的な取組みを実施している。</p> <p>また、より一層の透明かつ公平な契約手続きの確保を図るため、監事及び外部有識者等によって構成する「契約監視委員会」を年度末に開催し、競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約に関して、点検を受けている。</p> <p>【契約監視委員会開催状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一回 22年1月 ・ 第二回 22年2月 ・ 第三回 23年3月 	
<p>(3) 関係機関等との連携の強化</p> <p>民間船会社及び関係行政機関の知見を活用し、業務の効率的な運営を図るため、これら機関等との連携を密にした業務運営を行う。</p>	<p>A</p>	<p>○排出油防除協議会等との訓練</p> <p>中期目標期間中に延べ11回各地区の海上防災訓練に参加し、センターの油回収装置等を使用した防除訓練を実施する等、関係機関等との連携強化を図った。</p> <p>【訓練参加場所】</p> <p>23年度：横須賀、大阪泉北、岩国、徳山下松、大分 24年度：横須賀、岩国、松山、徳山下松</p>	

		<p>25年度：横須賀、大阪泉北</p> <p>○講演会等への派遣</p> <p>排出油等防除協議会、地区石油コンビナート等特別防災区域協議会等からの依頼により、延べ52回にわたって講演会等に職員を派遣し、海上防災に関する知識等の普及に努めた。</p> <p>【派遣実績】</p> <p>23年度：20回 24年度：25回 25年度：7回</p>	
<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 海上防災措置業務</p> <p>① 海上防災措置業務の適時・適確な実施</p> <p>海上保安庁長官の指示又は船舶所有者その他の者からの委託による排出油等の防除措置を適時・適確に実施する。</p> <p>また、新組織移行後に備えた体制整備を推進する。</p>	<p>S</p>	<p>船舶所有者その他の者からの委託（2号業務）により、延べ6件の排出油等の防除措置にあたった。</p> <p>【事故対応実績】</p> <p>①平成23年4月 「J×日鉱日石エネルギー（仙台）」排出油防除措置</p> <p>②平成23年11月 「東ソー南陽事業所(徳山)」有害物質防除措置</p>	<p>東日本大震災の影響により実施した2号業務（事故対応実績①）に関しては、平成24年9月に総理大臣表彰を授与されるなど、震災の復旧活動に貢献した事案であり、高く評価できる。</p>

		<p>③平成 24 年 6 月 「コスモ石油（千葉）」排出油防除措置</p> <p>④平成 24 年 9 月 「J×日鉱日石エネルギー（横浜）」排出油防除措置</p> <p>⑤平成 24 年 10 月 「日本燐酸（千葉）」有害物質防除措置</p> <p>⑥平成 25 年 8 月 「ケミカルタンカー永和丸（京浜港）」排出油防除措置</p>	
<p>② HNS 防除体制の充実強化</p> <p>HNS の防除措置能力を向上させ、防除体制の強化を図るため、毎年度、契約防災措置実施者に対して「有害物質コース」（国際海事機関カリキュラムに準拠）を主体とした研修を実施し、HNS 防除措置に係る知識と技能を教授する。</p> <p>また、センターが保有する HNS 防除資機材・人員の動員システムやセンターがこれまで培ってきた HNS 防除に関するノウハウを有効活用し、我が国の防災体制の一層の向上を図る。さらに、本中期目標期間中においては、陸上石化企業等からの受託業務の増加に対応するため、資機材の管理体制、訓練の企画運用体制の見直しを図るなどの措置を行い、新組織形態への移行に備える。</p>		<p>○契約防災措置実施者に対する訓練</p> <p>毎年、防災訓練所において、契約防災措置実施者に HNS 等防除措置に関する研修を行った。</p> <p>【訓練実績】</p> <p>23 年度 : 28 名</p> <p>24 年度 : 27 名</p> <p>25 年度 : 30 名</p> <p>また、契約防災措置実施者の所在地に職員を派遣し、防除資機材取扱訓練及び研修を行った。</p> <p>【訓練実績】</p> <p>23 年度 : 16 地区</p> <p>24 年度 : 16 地区</p>	

	S	<p>25年度 : 2地区</p> <p>更に、23年度及び24年度には、大規模災害に備えて、契防者に国際海事機関（IMO）等が推奨している事故対応指揮運用システム（Incident Command System）^{＜※＞}に準拠した訓練を実施した。</p> <p>【訓練実績】</p> <p>23年度 : 31名 24年度 : 20名</p> <p><u>○HNS防除資機材の整備</u></p> <p>海上災害対応能力レベルアップ計画に基づき、特定海域の17基地、一般海域の11基地に対して、HNS防除資機材を整備し、HNS防除体制を充実強化した。</p> <p>また、24年度には、大規模災害等に備え、「川崎基地（川崎市）」、「堺泉北基地（大阪府泉大津市）」及び「北九州基地（北九州市）」の3基地を『災害対応拠点基地』と位置づけ、その対応能力を拡大した。</p> <p><u>○HNS防除に関するサービス</u></p> <p>特定海域を中心に、HNS防除資機材及び要</p>	
--	---	--	--

		<p>員を配備し、事故対応体制を強化するとともに、HNSタンカー所有者との契約に基づき、「HNS資機材要員配備証明書」を発行</p> <p>【HNS証明書発給数の推移】</p> <p>23年度 : 1,946件 24年度 : 1,894件 25年度 : 1,412件</p> <p><u>○石油コンビナート地区における防災業務に関する取組みの推進</u></p> <p>HNS海上流出事故等への即対応を目的として、陸上石化企業196社と海上災害セーフティサービス(MDSS)契約を行い、HNS防除体制の強化を図った。</p> <p>【契約実績】 (実績)</p> <p>23年 4月 139事業所 24年 4月 163事業所 25年 4月 191事業所 25年10月 196事業所</p> <p>上記の取組みによって、我が国におけるHNS防除体制を飛躍的に充実させたものと思料される。</p> <p><u>特に、東日本大震災等を踏まえた対応とし</u></p>	<p>センター保有のHNS防除資機材及び人員の動員システムを活用し、HNS資機材要員配備・緊急措置サービス及び海上災害セーフティサービスを展開していることは、我が国におけるHNS防除体制の向上に貢献するものであり高く評価できる。</p> <p>また、海上災害セーフティサービス事業は、沿岸部の石油・石化企業の防災意識及び技能を向上させるものとして企業側にも認知され、参加企業も着実に増加しており、センターの財政的裏付けを与える優れた事業として高く評価できる。</p>
--	--	--	---

		<p>て、多種多様な防災資機材や補給物資を被災現場に一括供給でき、かつ、被災していない全国の基地から資機材を集約・管理するなどを目的として整備した災害対応拠点（3基地）を整備したことや海上災害セーフティサービス（MDSS）の取組みにより、全国沿岸部の石油・石化企業のHNS防除体制の強化を図ってきたことは、優れた実績として高く評価している。</p>	
<p>(2) 機材業務</p> <p>排出油防除資材（全国33基地）及び油回収装置等（全国10基地）の維持管理に努めるとともに、これら資機材を迅速かつ確実に運用できるよう、各基地において毎年度1回の訓練を行う。</p>	<p>A</p>	<p><u>○資機材の維持管理</u></p> <p>津波被害を受けた久慈基地※を除き全国32基地において、排出油防除資材の点検を毎月実施し、不良品についてはその都度交換するとともに、全国10基地において、油回収装置等の作動確認等の点検を毎月実施した。</p> <p>※久慈基地については、久慈国家石油備蓄基地が稼働しておらず、資機材が再配備されていないため、点検を要しなかったもの。</p> <p><u>○資機材の運用訓練</u></p> <p>毎年、津波被害を受けた久慈基地を除き全国32基地（25年度：22基地）において、排出油防除資材搬出訓練を行うとともに、10基地（25年度：3基地）において、油回収装置運用訓練</p>	

		を実施した。																	
<p>(3) 海上防災訓練業務</p> <p>「1978年の船員の訓練、資格証明及び当直維持の基準に関する国際条約」に基づく船員法の法定訓練に重点を置き、年間の訓練計画を策定し、実施する。</p> <p>特に、消防訓練を受ける必要がある危険物積載船の上級船舶職員に対しては、消火実習に主体をおいた訓練計画を策定し、実施する。</p>	A	<p>○法定訓練について</p> <p>船員法に基づく法定コース(標準コース、消防コース)について、受講機会の均等化を考慮した年間の訓練計画を策定し、予定どおり、合計44回(受講者数1,581名)実施した。</p> <p>○常設コース</p> <p>法定コース以外の常設コースについて、民間需要に応じて、25年度から新たに初任の自衛消防職員などを対象とした「コンビナート火災実習コース」を新設するなどにより、合計41回(受講者数712名)実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1086 849 1559 1177"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準コース</td> <td>10回 407名 (102%)</td> <td>10回 413名 (103%)</td> <td>5回 211名 (106%)</td> </tr> <tr> <td>消防コース</td> <td>8回 218名 (91%)</td> <td>8回 256名 (107%)</td> <td>3回 76名 (84%)</td> </tr> <tr> <td>その他常設</td> <td>18回 304名 (81%)</td> <td>17回 302名 (87%)</td> <td>6回 106名 (88%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>上段:実施回数、中段:受講者数、下段:充足率</p>		23年度	24年度	25年度	標準コース	10回 407名 (102%)	10回 413名 (103%)	5回 211名 (106%)	消防コース	8回 218名 (91%)	8回 256名 (107%)	3回 76名 (84%)	その他常設	18回 304名 (81%)	17回 302名 (87%)	6回 106名 (88%)	
	23年度	24年度	25年度																
標準コース	10回 407名 (102%)	10回 413名 (103%)	5回 211名 (106%)																
消防コース	8回 218名 (91%)	8回 256名 (107%)	3回 76名 (84%)																
その他常設	18回 304名 (81%)	17回 302名 (87%)	6回 106名 (88%)																

<p>(4) 調査研究等業務</p> <p>① 海上防災体制強化に資する調査研究の実施</p> <p>過去の事故対応の経験等を活用し、海上防災措置に必要な資機材を開発するとともに、海上防災措置の改善に役立つ技術について調査研究を行う。</p>	<p>A</p>	<p>世界的に需要が拡大しているLNG（液化天然ガス）に係る海上防災対策に関する調査研究など7件を受託し、ニーズに対応した調査研究を実施した。</p>	
<p>② 成果の普及・啓発</p> <p>調査研究の成果（受託研究を除く。）を広く一般へ普及・啓発する。</p>	<p>A</p>	<p>日本財団助成事業による調査研究の概要をセンターのホームページ上で公開するとともに、日本財団ホームページで公開しているセンターの調査研究成果一覧へのリンクを張り、成果の普及・啓発を図った。</p>	
<p>(5) 国際協力推進業務</p> <p>過去の事故対応の経験等を活用し、開発途上国等からの要請を受け、海上防災のための措置に関する指導及び助言を行うとともに、国際海事機関のカリキュラムに準拠した訓練を海外からの研修員に対して実施し、海上防災に関する知識・技能を移転する。</p>	<p>A</p>	<p>財団法人海上保安協会等からの受託業務により、国際海事機関のカリキュラムに準拠した訓練を海外からの研修員（12カ国、46名）に対して実施し、海上防災に関する知識・技能の移転に努めた。</p>	

<p>3. 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 自己収入の確保</p> <p>これまで培った技術・能力を活用し、本計画に基づく業務や社会ニーズを踏まえた業務を展開し、自己収入の確保を図る。</p> <p>(2) 予算（人件費の見積を含む。）</p> <p>(3) 収支計画</p> <p>(4) 資金計画</p>	A	<p>年度計画で掲げた事業を着実に実施し、自己収入を確保した。</p> <p>予算、収支計画及び資金計画については、それぞれ計画どおりに実施した。</p>	
<p>4. 短期借入金の限度額</p> <p>排出油等防除措置に必要な額として、1,100百万円を短期借入金とする。</p>	-	-該当なし-	
<p>5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>なし。</p>	-	-該当なし-	
<p>6. 剰余金の使途</p>	-	-該当なし-	
<p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(1) 施設・設備に関する計画</p> <p>消防演習場等の訓練施設及び船舶について、計画的に修繕を行い業務遂行に必要な機能を維持する。</p>	A	<p>消防演習場等の訓練施設及び船舶について、計画的な修繕を行い、業務遂行に必要な機能を維持した。</p>	

(2) 人事に関する計画

センターの業務を確実かつ効率的に遂行するとともに、新組織形態への移行を円滑に実施するため、職員の適正配置及び知識・技能の向上を図る。

A

民間船社、海上保安庁及び財務省から専門知識を有する職員を出向者として受け入れ、出向者の知見をセンターの業務に活用するとともに、各職員の適性を勘案し適切な部門に配置した。

また、民間法人化に備え、国からの出向者に代わる補充を進めるとともに、引き続き船社からの出向職員の派遣を受け、業務を確実かつ効率的に実施した。

【職員数の推移】

	23年度	24年度	25年度
国からの出向者	2名	1名	0名
船社からの出向者	4名	4名	4名
プロパー	24名	27名	30名
計	30名	32名	34名

<p>(3) 保有資産の見直し</p> <p>保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする</p>	<p>A</p>	<p>実物資産については、固定資産の使用実績が中期計画に照らして、著しく低下しているものはなく、減損等は認められない。また、金融資産についても、それぞれの保有目的に従い適正に管理・運用している。</p> <p>職員宿舎については、4戸の宿舎の借上げを行っているが、事故発生時に事故対応職員として緊急に参集する必要がある者に対し、本部近くに確保しているものであり、真に必要な戸数に限っている。</p>	
<p>(4) 内部統制の充実強化</p> <p>内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が平成 22 年 3 月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。</p>	<p>A</p>	<p>内部統制の向上及び業務運営の改善を目的として、以下の取組みを着実に実施した。</p> <p><u>○監事監査にあわせてのリスク評価</u></p> <p>業務運営について、現在の体制、規定等の整備状況、発生の可能性、影響の重大性等を考慮しながらリスク評価を実施（23 年度：防災部、24 年度：機材部）</p> <p><u>○業務継続計画の作成及び対応</u></p> <p>業務継続計画（BCP）を策定するとともに、所要の体制を整備。機材部については運用訓練を実施（23 年度～25 年度）</p>	

		<p>○情報セキュリティ対策</p> <p>システムの現状把握、セキュリティ調査等を行い、情報セキュリティ対策をまとめるとともに、新会計システムの導入に際し、内部統制の観点から適切と考えられるシステムを採用した。(24年度、25年度)</p>	
<p>(5) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第42条の30第1項に規定する積立金の使途</p>	—	—該当なし—	

<記入要領>・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

SS : 中期目標の達成状況として特筆すべき優れた実績を上げている。

S : 中期目標の達成状況として優れた実績を上げている。

A : 中期目標の達成状況として着実に実績を上げている。

B : 中期目標の達成状況として概ね着実に実績を上げている。

C : 中期目標の達成状況として十分な実績が上げられていない。

・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評価理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

評点の分布状況（項目数合計：19項目）

（19項目）

SS	0項目	
S	2項目	
A	17項目	
B	0項目	
C	0項目	

総合評価

（中期目標の達成状況）

- 一般管理費、人件費について、それぞれ数値目標を上回る削減を達成したほか、事業費について、自己収入の確保により、経常収支率100%以上を達成したことは評価される。

一般管理費：8.8%（3%）
 人件費：26.1%（17.2%）
 事業費（経常収支率）：102.7%（100%以上）
 （ ）は目標値
- 船舶所有者等からの委託に基づき、延べ6件の排出油等防除措置事案に対応した。特に、東日本大震災の発生に伴い生じた事案への対応については、センターの適時・適確な措置により、被害の拡大の防止、軽減に多大な貢献をしたものとして評価できる。
- センター保有のHNS防除資機材及び人員の動員システムを活用し、HNS資機材要員配備・緊急措置サービス及び海上災害セーフティーサービスを展開していることは、我が国におけるHNS防除体制の向上に貢献するものであり評価できる。また、海上災害セーフティーサービス事業は、沿岸部の石油・石化企業の防災意識及び技能を向上させるものとして企業側にも認知され、参加企業も着実に増加しており、センターの財政的裏付けを与える優れた事業として評価できる。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- 給与水準については、24年度までに中期目標数値（対国家公務員指数110以下）を達成し、25年度もこれまでの取り組みを継続することにより、その水準を維持しており、着実な取り組みであると認められる。
- 監事及び外部有識者等によって構成する「契約監視委員会」を設置し、競争性の無い随意契約及び一者応札・応募となった契約について点検、見直しを行っており、適切な契約の監視体制が構築されている。

(その他)

- ・ 利益剰余金29.9億円は、国からの交付金、補助金等を一切受けず、民間から得た手数料収入等が積み上がって形成されているものであるが、これに対応する資産は、現に使用している油回収装置等の事業用資産のほか、これらの更新等に要する額に相当する金融資産に対応するものである。また、大規模油流出事故時の対応等により勘定に欠損が生じた場合の補填にも充当されるものであることから、当該利益剰余金を保有することは妥当であると思料する。また、如何なる事態にも柔軟に対応できるよう積立金として整理していることについても適当と思料する。
- ・ 第三期中期目標期間においては、民間法人化が予定されている中、自己収入のみで事業運営していくことを目標としていたところ、民間企業の自発的な防災への取り組みを喚起するなど、様々な事業を展開することによって、中期目標期間全体を通じて、経常収支率100%以上の目標値を達成した。このことは、独立行政法人の民営化にあたって、一つのモデルを示したものであり、高く評価される。
- ・ センターが保有する基金、油防除資機材、船舶、訓練施設等の資産については、センター業務を遂行するうえで必要不可欠なものであり、全て有効に活用されているものと思料する。
- ・ 国からの出向者数の段階的引き下げに伴って、プロパー職員の新規採用及び育成強化を推進したことは、円滑な民間法人化に向けての取組として評価できる。
- ・ 内部統制等については、監事監査にあわせたりスク評価の実施、東日本大震災を踏まえた業務継続計画（BCP）の策定のほか、事業継続計画に基づく具体的取り組みとして、備蓄食糧等の整備、衛星携帯電話の整備、バックアップサーバの整備を行うなど、着実な取り組みが認められる。

(参考)

一部改正法附則第10条に基づき、独立行政法人海上災害防止センターは平成25年10月1日に解散し、政府に対して払い戻される金額に相当する金銭を除き、その一切の権利及び義務を指定海上防災機関である一般財団法人海上災害防止センターが承継している。

新法人は、今後、評議員会による評価を受けるとともに、指定海上防災機関の主務官庁である海上保安庁の監督を受けることとされている。

総合評定 (SS, S, A, B, Cの5段階) A	(評定理由) 最頻値の評定であるため。
---------------------------------------	----------------------------